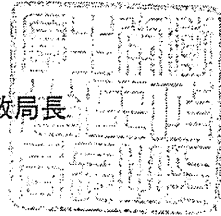




医政発 0128 第 1 号
平成 23 年 1 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



地域医療再生計画について

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

については、都道府県における地域医療再生計画の作成に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言として、別添1のとおり交付における交付の条件及び別添2のとおり地域医療再生計画作成指針を定めたのでこれを通知する。

地域医療再生計画(案)、地域医療再生計画(案)の交付の条件にかかる対応状況について(様式1)、地域医療再生計画(案)調査票(様式2)、地域医療再生計画(案)事業別調書(様式3)及び地域医療再生計画(案)の概要については、平成23年5月16日(月)までに、厚生労働省医政局に提出することとする。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件

1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。
2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。その際、保健所は、医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこととする。さらに、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。
3. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関(以下、「連携医療機関」という。)を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することなどにより、急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる切れ目のない医療提供体制を構築すること。また、院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。
4. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講じること。
5. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用するようにすること。その際には、平成22年度に実施した「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報を活用すること。
6. 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。
 - ①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関(以下、「整備対象医療機関」という。)には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。
 - ②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。
 - ③基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乘せした事業規模とすることが望ましい。
 - ④50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。
(注)ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。
 - ⑤80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。

地域医療再生計画作成指針

第1 地域医療再生計画作成の趣旨

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。)、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

第2 地域医療再生計画の作成

1 総論

地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに医療審議会又は医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。

地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。

また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。

さらに、地域医療再生計画の終了後においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充と、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化による急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる連携体制の強化など都道府県(三次医療圏)における医療提供体制など、医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずることのないよう留意する。

なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

2 記載事項

次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。

(1) 地域医療再生計画において対象とする地域の範囲

地域医療再生計画においては、都道府県単位(三次医療圏)を対象として定める。

(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日

地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの4年間以内とする。

(3) (1)の地域における医療に関する現状の分析

地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。

また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。

(4) (1)の地域において解決すべき医療に関する課題

(5) 地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標

(1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標(以下「大目標」という。)を定める。

あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。

数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。

(6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容

地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充や、これら医療機関と連携する急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関、二次救急医療機関などの地域の医療機関の機能強化、地域医療を担う人材の育成等の事業を定めるものとする。

その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業が地域医療再生臨時特例交付金の対象となるようにすることとする。

地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する場合であっても、当該国庫補助を優先的に活用する。

(7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費(経費に係る財源を含む。)

経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。

また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医

療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。

ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等(当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の実施に要する経費等を負担しようとする場合(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)附則第4条第7号)、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合(同条第8号)等であって、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外とされている。

(8) 地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業

地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、事業継続性を明確にして、その内容及び経費を記載する。

3 地域医療再生計画作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

- (1) 地域医療再生計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等に対して意見を聴取。
- (4) 都道府県(三次医療圏)において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。
- (5) 都道府県(三次医療圏)における課題を解決するための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえて地域医療再生計画(案)の作成。これまでに厚生労働省に随時相談
- (7) 地域医療再生計画(案)について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 地域医療再生計画(案)並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。
- (9) 地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)において地域医療再生計画(案)の評価を行い、その評価結果を踏まえ地域医療再生基金の加算額等を決定する。
- (10) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (11) 地域医療再生計画を決定。

4 医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画

の内容と調和が保たれるよう必要に応じて都道府県医療計画を見直す。

また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」(「公立病院改革ガイドラインについて(通知)」(平成19年12月24日総経第134号総務省自治財政局長通知)を踏まえて作成されるものをいう。)との整合性について留意する。

第3 地域医療再生計画の推進等

1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。

2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況を評価し、実績報告を作成する。その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成22年度から平成23年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。

3 地域医療再生計画の変更

評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県(三次医療圏)における地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取する。

都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

第4 その他

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙1のとおりであるので参考とする。

また、地域医療再生計画の内容としては、別紙2の例示が考えられるので、併せて参考とする。

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項

1 地域医療再生計画の記載事項

(1) 必要事項の記載

- ・必要な記載事項はすべて記載すること。
- ・計画期間は平成25年度末までに終了すること。
- ・対象地域は、都道府県(三次医療圏)を対象とすること。

(2) 計画の論理性

- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業は、それぞれ、適正に検討すること。
- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業が一貫したものとする。

(3) 計画の適正性

- ・定量的な現状分析をすること。
- ・地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とすること。
- ・計画期間の終了後において、地域において医療が継続的に提供される体制が確保されることが見込まれるようにすること。
- ・定量的な目標を定めること。
- ・病院病床の機能分化について、妥当な目標を設定すること。
- ・高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化について、妥当な目標を設定すること。
- ・地域医療を担う人材育成事業について、妥当な目標を設定すること。
- ・必要性の低い事業は含まないこと。
- ・特定の医療機関の整備や高額医療機器の購入に偏ることなく、地域にとって必要で公益性の高い事業とすること。
- ・交付の条件をクリアしていること。

(4) 他の計画等との調和

- ・医療計画その他都道府県が定める関係計画との調和を図ること。
- ・公立病院改革プラン等との調和を図ること。

2 地域医療再生計画の作成手順

都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い医療機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)、市町村等の関係者及び地域住民に対して意見を聴取すること。

3 地域医療再生計画に定める事業に係る経費の積算

- ・妥当な単価により積算すること。
- ・過度の施設又は設備の整備を行わないこと。
- ・借入を行う場合、借入金は返済可能な範囲とすること。

- ・既に実施していた国庫補助事業における県等の負担分について、本交付金を振り替えて充当しないこと。既に実施している地方単独事業について、本交付金を振り替えて充当しないこと。
- ・地方公共団体から国立大学法人、独立行政法人等に対して、補助金等の支出を行う場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める要件(県負担がある場合の総務大臣の同意等)を満たすこと。

〇〇県地域医療再生計画

1 地域医療再生計画の期間

平成23年〇月〇日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

2 現状の分析

三次救急医療体制、高度・専門医療体制など、三次医療圏から一次医療圏にわたる医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載

3 課題

現状分析結果を元に三次医療圏における医療課題を記載

4 目標

課題に対する目標について記載

5 具体的な施策

地域医療再生計画において実施する事業について記載(事業総額、基金負担額、県負担額についても記載)

6 施設・整備対象医療機関の病床削減数

整備対象医療機関の病床削減数を記載(削減しない場合も記載)

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

7 地域医療再生計画終了後に実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなったあとにおいても継続する必要があると考えられる事業について記載(事業予定額についても記載)

8 地域医療再生計画(案)作成経過

再生計画(案)を作成するまでの経過について記載

[記載例]

- 月○日 関係機関、団体及び住民に対する説明会開催
- 月○日 第1回○○委員会開催
- 月○日 第○会○○委員会開催 再生計画中間案の決定
- 月○日 } パブリックコメントの募集
- 月○日 }
- 月○日 ○○県医療審議会開催 再生計画(案)の決定

地域医療再生計画（案）の交付の条件にかかる対応状況について

都道府県名:

交付の条件	地域医療再生計画（案）の対応状況 ※簡潔に記載してください。
交付要綱4(1)(2)の事業に係る交付の条件	
1	
2	
3	
4	
5	
交付要綱4(2)の事業に係る交付の条件	
6①	
6②	
6③	
6④	
6⑤	

地域医療再生計画（案）調査票

都道府県名：

1 計画の必要性
2 計画の効率性 (事業に係る積算資料を別途添付してください)
3 計画の有効性
4 計画の公平性
(官民間わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取するために行った取り組み内容)
5 計画の優先性

※ できるだけ定量的に、それぞれの項目のポイントを記載してください。

●●県 地域医療再生計画（案） 事業別調書

1. 平成22年度交付要綱第4の別表の(1)の計画

総事業費		円
基金交付要望額		円

(単位:円) <計画期間終了後>

地域医療再生計画(案)実施事業	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	総事業費 A	既に実施している国庫補助対象事業費 B	既に実施している地方単独事業費 C	新規又は拡充する国庫補助事業に係る国庫補助金額 D	都道府県負担額 E	事業者負担額 F	負担額計 G=E+F	寄付金その他の収入額 H	差引額 I=A-B-C-D-G-H	他の国庫補助事業の有無	事業継続(予定)の有無とその理由	継続の場合の単年度事業費予定額(円)
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

2. 平成22年度交付要綱第4の別表の(2)の計画

総事業費		円
基金交付要望額		円

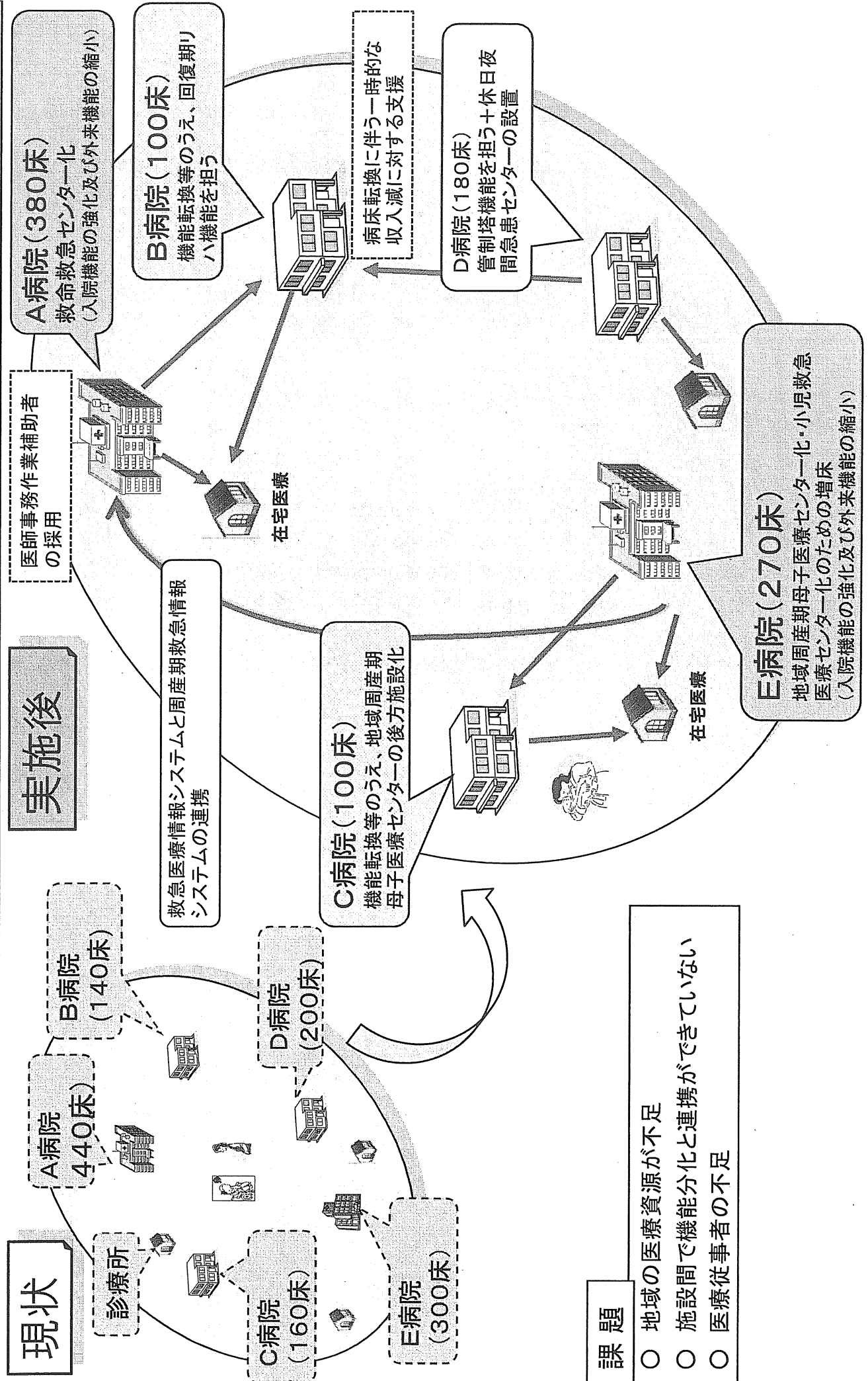
(単位:円) <計画期間終了後>

地域医療再生計画(案)実施事業	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	総事業費 A	既に実施している国庫補助対象事業費 B	既に実施している地方単独事業費 C	新規又は拡充する国庫補助事業に係る国庫補助金額 D	都道府県負担額 E	事業者負担額 F	負担額計 G=E+F	寄付金その他の収入額 H	差引額 I=A-B-C-D-G-H	他の国庫補助事業の有無	事業継続(予定)の有無とその理由	継続の場合の単年度事業費予定額(円)
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

都道府県、事業者負担割合(G/I)

#DIV/0!

〇〇県地域医療再生計画(救急・周産期医療等に重点化)



△△県における課題を解決する方策

1 課題を解決する方策

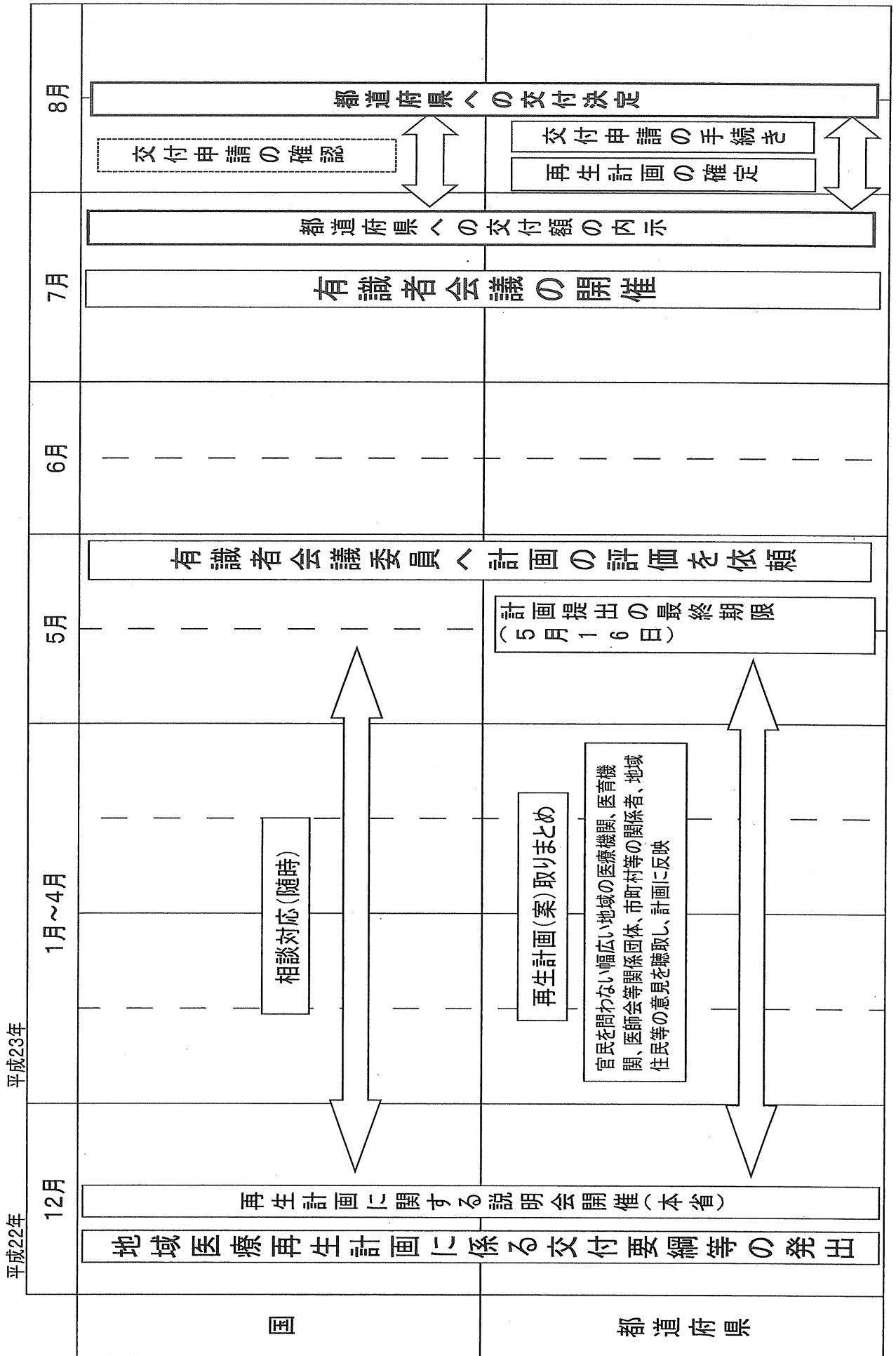
- ① 課題 :ができていない
 目標 :の機能を強化し、.....する
 対策 :機能強化・連携事業(〇〇億円)
 (1).....事業は、.....である
 (2).....事業は、.....である
 (3).....事業は、.....である
- ② 課題 :ができていない
 目標 :を進める
 対策 :確保事業(〇億円)
 (1).....事業は、.....である
 (2).....事業は、.....である
- ③ 課題 :ができていない
 目標 :を目指し、.....する
 対策 :事業(〇.〇億円)
事業は、.....である

- 課題解決のためにポイントとなる事業について記載
- 課題解決のためにポイントなる事業が複数ある場合には、それぞれの関連性も含め記載
- 事業の金額については、基金からの充当額を記載
- 本資料は2枚以内(1枚目の現状から実施後の姿のポンチ絵を含め3枚以内)
- 資料はA4版で作成

- 各事業が課題解決に向けてどのような関連して、目標を達成していくのか蓋然性の説明

2 地域医療再生計画終了時の姿 この地域は、.....される

地域医療再生計画のスケジュール (予定)



平成22年度 地域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A

質問	回答
<p>＜地域医療再生計画について＞</p>	
<p>1 高度・専門医療機関はどのような医療機関が該当するのか。</p>	<p>高度・専門医療機関は、高度救命救急センターや都道府県がん診療連携拠点病院などの都道府県（三次医療圏）域を広くカバーする医療機関を想定している。</p>
<p>2 「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）では、「地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急医療センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。」となっているが、「高度・専門医療や救命救急センター」に限定されるのか。</p>	<p>今回の補正予算による地域医療再生基金は、広域をカバーする高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充のみならず、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化を図ることにより、地域医療の底上げを支援するものである。</p> <p>したがって、各都道府県が必要と考える三次医療圏の広域的な医療提供体制を整備・拡充するという目的から、例えば、急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関や二次救命救急医療機関の整備・拡充を行うことも幅広く想定しているところであり、高度・専門医療や救命救急センターの整備・拡充に用途を限定するものではない。</p>
<p>3 現在の地域医療再生計画の対象となっている二次医療圏も含めてよいのか。</p>	<p>現在の地域医療再生計画の対象となっている二次医療圏も含めてよいが、当該計画には盛り込まれていなかった事業であることが前提となる。また、現在の計画における基金以外の財源負担の軽減を図ることは認められない。</p>

質問	回答
<p>4 昨年度、執行停止された100億円の交付金を前提に都道府県が策定していた地域医療再生計画にも配分できるのか。</p>	<p>今回の基金は都道府県（三次医療圏）を単位として、都道府県が新たに地域医療再生計画を策定した場合に、当該計画の取り組みを支援するものであり、従来の個別の二次医療圏を対象とした計画は、そのままでは交付の対象とはならない。</p> <p>ただし、民間医療関係者等を含む地域の医療機関関係者の意見を踏まえ、都道府県（三次医療圏）の医療課題の解決を図るために不可欠な取り組みとして、従来の計画部分を含んだ全体の計画が提出される場合には、交付の対象となり得る。</p> <p>具体的に加算されるかどうかは、今後、都道府県から提出される計画の内容や有識者会議の評価等を踏まえ、予算の制約も考慮しながら、判断していくことになる。</p> <p>ただし、現在の地域医療再生計画との関係については、Q3の回答のとおりであるので、十分留意されたい。</p>
<p>5 意見聴取を行う官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民の範囲はどこまでなのか。また、その聴取方法はどのようなものが考えられるのか。</p>	<p>基金の交付条件として、民間医療機関関係者や医師会等地域の関係団体、地域住民等官民間問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映することとされており、できるだけ幅広く意見を聴取することが必要である。</p> <p>具体的な聴取方法としては、各種会議の開催やパブリックコメントの募集などが考えられる。</p>
<p>6 計画期間終了後に実施する事業は4年先の話となり、見込みとならざるを得ないのではないか。また、国庫補助のメニューも変わっている可能性があるか。</p>	<p>見込みにならざるを得ないことは承知しているもので、計画期間終了後に実施する必要があると見込まれる事業について記載していただきたい。また、例えば計画期間中に国庫補助のメニューが新設・廃止等された場合には計画の変更も可能である。</p>

質問	回答
<p>7 複数の医療機関の統合再編を行うとしても、一つの医療機関を集中的に建替整備することにより機能強化及び医療連携を図りたい。基金を一つの医療機関に集中的に投入したいがよいか。</p>	<p>地域医療再生計画は、地域の医療水準を向上させるため、その地域が直面する課題を地域全体で面的に解決することを目的として作成するものである。したがって、一つの医療機関の建替整備のみでこの目的を達成するとは難しいのではないかと考えている。 このため、一つの医療機関だけを整備するのみの計画ではなく、地域におけるそれぞれの医療機関の役割分担や連携の推進など地域医療の確保が継続的になされるような計画であることが重要である。</p>
<p>8 大規模な工事が必要な場合には、平成25年度までの計画期間中に工事が完了しないが、平成25年度以降も基金を充当できるのか。</p>	<p>本基金事業の実施期限は、平成25年度末までである。ただし、施設整備に限っては、やむを得ない合理的な説明ができれば、例外的に平成25年度末までに工事が終了しなくても、基金事業の実施が可能な場合がある（運営費等の施設整備以外の事業は、平成25年度末までである）。 施設整備に係る個別ケース毎の詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
<p>9 地域内の機能強化及び医療連携のために、医療機関の買い取りに基金を充当することもできるのか。</p>	<p>地域医療再生計画において、地域における実情に依りて、当該地域の医療課題の解決のために必要な事業として、医療機関の買い取りを位置づけることは可能であるが、当該医療機関が地域において担う具体的な医療機能や役割分担を明確にしておくことが大前提となる。 また、その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえた上で、当該医療機関の買い取りが地域の医療連携体制の構築にとつて必要不可欠であり、また公益性の高い事業となることが必要である。 なお、医療機関の買い取りは、ソフト事業（継続的な経費負担を伴うもの）ではないため、施設整備・設備整備事業と同様に基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。</p>

質問	回答
<p>10 計画を審査するに当たっての国の評価基準のようなのがあるのか。</p>	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価することを考えている。また、この際には、基金が各都道府県の地域医療再生に向けた主体的な取り組みを支援するものである観点から、「効率性」、「有効性」、「公平性」などを評価する際に、基金交付額に加えた都道府県等の負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断していくこととしている。なお、具体的には、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>
<p>11 関係者との調整に時間を要し、提出期限までに間に合わない場合には、15億円も交付されないのか。</p>	<p>基金の交付については、地域医療再生計画に基づくものであり、計画が提出されなかった場合には、対象とはならない。</p>
<p>12 加算額の交付条件を満たすためには関係者との調整に時間を要すが、計画提出時にすべての交付条件を満たしていないと提出できないのか。</p>	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価することを考えているので、交付条件を満たしていなければ評価が低くなる。なお、具体的には、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>

質 問	回 答
<p>13 加算額の交付条件の「病院の統合再編」とは、具体的にどのような場合が該当するのか。</p>	<p>病院の統合再編については、病院の数が1以上減少する形での病院機能の再編を条件としており、例えば、</p> <p>① A病院とB病院を統合し、A病院の機能を強化し、B病院を廃止する、</p> <p>② C病院とD病院とE病院を統合し、C病院を機能強化し、D病院をC病院の後方病床を持つ医療機関へ転換し、E病院は診療所化する、</p> <p>③ F病院とG病院とH病院を統合し、F病院を機能強化し、G病院は分院化しH病院は廃止する</p> <p>などが考えられる。いずれの場合でも施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減が必要である。</p>
<p>14 施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減の内容如何。</p>	<p>50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行う必要がある。</p> <p>ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、当該医療機関に関しては5%以上の病床削減とする。</p> <p>なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するか病床非過剰地域に所在するかに関わらず、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p>

質 問	回 答
<p>15 原則として10%以上の病床削減については、基金の交付が2億円未満の「連携医療機関」も含めた医療機関全体で10%以上病床削減することでもよいのか。</p>	<p>原則は、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関として、2億円未満の基金が交付される「連携医療機関」を含めた医療機関全体で、10%以上の病床削減を行うことでも差し支えない。 ただしこの場合、基金交付額2億円未満の医療機関の病床数は、削減割合の分母に加ええない取扱として差し支えない。 なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するか病床非過剰地域に所在するかに関わらず、各道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p>
<p>16 105億円の加算額以外にいくらの加算額があるのか。その場合の条件はどうか。</p>	<p>15億円の基礎的部分以外は、上限額として120億円（15億円+105億円）を設定しているのみである。この間の加算額とその交付箇所数は設定せず、各道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。 なお、50億円（15億円+35億円）及び80億円（15億円+65億円）は交付条件の基準として設定しているものであり、加算額を含めた基金交付額の区分ではない。</p>

質 問	回 答
<p>17 希望の加算額の計画が承認されなかった場合、どうなるのか。</p>	<p>加算額の審査基準については、今後、検討していくこととなり、いずれにしても加算額の総枠は1320億円であり、申請された加算額のすべてがそのまま承認されるわけではない。</p> <p>この場合、①加算額（基金交付額）が変更になる、②15億円で事業を実施する、の2つの場合が考えられるが、このうち①の場合には、変更となった加算額（基金交付額）を踏まえ、基金、都道府県、事業者それぞれ負担の配分を見直すことや優先順位の低い事業は行わないなどにより対応していただくことになると考えている。</p> <p>そのためにも、各都道府県においては、負担配分の見直しのみで対応できなない場合に備え、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をお願いする。</p> <p>なお、加算額の伴う計画を申請する場合には、併せて15億円の計画の申請もお願いする。</p>
<p>18 基金交付額15億円の計画と加算額を伴う計画との関係如何。</p>	<p>加算額を伴う計画は基金交付額15億円の計画が含まれるのが基本的な考え方であるが、これにより難しい場合は、基金交付額15億円の計画が含まれない加算額を伴う計画であっても差し支えない。</p>
<p>19 計画策定にあたり、医療審議会・医療対策協議会以外の機関へ諮ることは可能か。</p>	<p>各都道府県でこれらの組織に準ずるものがあるならば、その意見を聴くことでも差し支えない。その際には、民間医療機関関係者等を含む幅広い意見を計画に反映するよう留意いただきたい。</p>
<p>20 医療計画と地域医療再生計画の関係如何。</p>	<p>医療計画と地域医療再生計画の調和に留意するのが原則であるが、地域医療再生計画の実施により地域医療が医療計画より一層改善されるなどの場合には必要に応じて医療計画を見直していただきたい。</p>

質 問		回 答
＜対象事業等について＞		
21	県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象となるか。	基金の交付決定を平成23年8月中旬に予定していることから、平成22年度中に実施する県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象とならない。
22	交付決定前に事業に着手することは可能か。	基金の交付決定は、平成23年8月中旬に予定していることから、平成23年度に実施する事業として地域医療再生計画に盛り込まれているのであれば、基金の対象となる。なお、地域医療再生臨時特例交付金は、全額を地域医療再生基金として積み立てているものであり、地域医療再生計画に定める事業（既の実施している事業（後述）を除く。）であれば、平成23年4月に遡って充当することができ。
23	医師確保事業は、基金の対象となるか。また、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学金貸与事業も基金の対象となるのか。	医師確保事業は、21年度補正による現在の地域医療再生計画の対象となっていない事業であれば、対象となる。同様に、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学金貸与事業も対象になるが、基金の交付は平成25年度末までであるので、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。
24	医学部定員増に伴う大学の施設・設備整備についても基金は使えるのか。	地域の医療課題の解決につながるならば可能。ただし、文部科学省の国庫補助事業がある場合、そちらを優先的に活用願いたい。 なお、国立大学法人への支出については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき総務省への協議が必要なため、総務省ともよく相談されたい。

質 問	回 答
<p>25 平成23年度に大幅に減額される医療提供体制施設整備交付金の対象となる事業を、地域医療再生基金を活用して行うことは差し支えないか。</p>	<p>地域医療再生基金を活用しても差し支えない。ただし、その際には、当該施設整備事業が、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業であり、地域医療再生計画に定める事業であることが大前提となる。</p>
<p>26 医療提供体制施設整備交付金の交付決定額が、交付申請額に比し大幅に下回った場合、この不足分を地域医療再生基金で措置しても差し支えないか。また、このことによる地域医療再生計画の見直しは、厚生労働省への協議を不用とする「軽微な変更」に該当するのか。</p>	<p>地域医療再生基金を活用しても差し支えない。「軽微な変更」に該当するか否かについては、施設整備交付金を活用する当該事業が計画に定められているのであれば、計画の見直しは財源配分の見直しに留まると考えられるため、「軽微な変更」と見なす余地があると考えられている。ただし、当該事業を新たに計画に追加する場合は、事業の規模にもよるが、基本的には厚生労働省への協議が必要であり、また、事業の追加に当たって地域医療関係者の意見聴取等の手続きも必要になると考えている。いづれにしても、個別ケース毎に御相談いただきたい。</p>
<p>27 公立病院の整備は病院事業債の対象となるが、基金の対象となるか。</p>	<p>対象となる。</p>
<p>28 公立病院等の国庫補助対象になっていない事業は対象か。</p>	<p>対象となる。</p>
<p>29 既に一般財源化されている医療施設の整備についても基金の対象となるのか。</p>	<p>対象となる。</p>
<p>30 ソフト事業における人件費などのランニングコストに充当してもよいか。</p>	<p>対象となる。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。</p>

質問	回答
<p>31 「既に実施している事業」については、基金を充当することができないが、具体的な解釈如何。</p>	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体の予算に計上された事業をいう。 例えば、施設整備については、平成22年度当初予算に工事費を計上している事業は「既に実施している事業」に当たる。また、平成22年度当初予算に設計費のみが計上されている整備事業は、「既に実施している事業」に当たらない。</p>
<p>32 分扱手当について、国1/3のみ計上し、残りは事業者負担であったものにつき、県も負担する場合、拡充という整理で基金を充当できるか。</p>	<p>「既に実施している国庫補助事業」に当たるため不可。</p>
<p>33 まだ工事に着手していない場合は、「既に実施している事業」に当たらないと解釈してよいか。</p>	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体又は民間の予算に計上された事業をいう。 平成22年10月8日以前の予算に工事費が計上されていないのであれば、お尋ねのケースは「既に実施している事業」に当たらないものと考えている。 いずれにしても、個別ケースごとの詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
<p>34 2カ年工事の場合、まだ着工していない残りの1年分を基金対象に含めることは可能か。</p>	<p>既に着工している施設整備については、「既に実施している事業」に当たる。</p>
<p>35 1s値0.3未満の病院の耐震化工事などの防災対策経費も対象となるか。</p>	<p>1s値0.3未満の病院の耐震化工事やSCU（ステージング・ケア・ユニット）などの防災対策のための整備についても、都道府県（三次医療圏）内の医療課題の解決のために必要な事業として地域医療再生計画に位置づけられている場合には、対象として差し支えない。</p>

質 問		回 答
36	新型インフルエンザ対策は対象となるか。	地域医療再生計画の中に、地域における医療課題として感染症対策が位置づけられ、それを解決するための事業が入ることは差し支えない。
37	基金の交付の対象とならない事業について、再生計画に記載することは可能か。	可能である。
＜経費負担等について＞		
38	基金を交付する施設整備・設備整備事業について、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましいとしているが、この考え方如何。	基金は、地域医療再生計画に基づき各都道府県が行う地域医療再生に向けた主体的な取り組みを支援するものである。このため、計画に基づき実施する施設整備・設備整備事業についても相応の負担をすることが望ましいとの考え方である。なお、このような考え方から、加算額の決定に当たっては、「効率性」、「有効性」、「公平性」などを評価する際に、各都道府県等の地域医療再生に向けた主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。
39	「望ましい」ということであれば、都道府県等の負担がなくても、加算額を伴う基金の交付が認められるということがあるか。	都道府県等の負担は、基金の交付に当たっての必須の条件ではない。ただし、基金交付申請額が加算枠を上回ることも想定され、加算額の決定の際には、Q38で述べたとおり、いくつかの評価の視点の一つとして、各都道府県等の地域医療再生に向けた主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。

	質問	回答
40	<p>計画の評価に当たって、望ましいと考えられる都道府県等の負担の規模の目安のようなものはあるのか。</p>	<p>負担の規模の目安については、既存の医療施設等施設整備費補助金等の補助率とのバランス等を考慮すれば、基金交付額と同等程度であることが、評価に当たっての一つの目安になる。</p> <p>なお、今回策定する計画で新規又は拡充事業として位置付けられる施設整備事業が、平成22年10月8日以降に着工した施設整備事業と一体不可分の場合は、当該平成22年度着工施設整備事業で平成25年度までに支出される経費についても、ここでいう「都道府県等の負担」として取り扱って差し支えない。</p>
41	<p>施設整備・設備整備事業以外の新設の県単独事業を行う場合、全額基金でみることも可能か。</p>	<p>可能である。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。</p>
42	<p>既の実施している事業を拡充する場合に基金を充当することは可能か。</p>	<p>既の実施している事業自体の経費には充当できないが、新規又は拡充する部分の経費には充当できる。</p>
43	<p>計画期間後に継続できないような事業が盛り込まれていく場合は、計画が承認されない可能性はあるのか。</p>	<p>計画期間終了後に継続しない事業については、その内容及び継続しない理由を記載してもらおうこととしている。また、再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。</p>

質 問	回 答
<p>44 特別交付税との関係如何。</p>	<p>実績に応じて配分される特別交付税については、理論的には過充当になる可能性がある。特に、医学生の奨学金を拡充する場合や公立病院の除却費を新規計上する場合などに過充当となる可能性がある。これらについては、本交付金を先に充当し、残額を対象として特別交付税を充当されたい。</p> <p>また、本交付金を充当した場合には、毎年10月頃実施される特別交付税の調査の際に基金から充当した額につき忘れずに記入をお願いしたい。</p>
<p><基金について></p>	
<p>45 基金条例は、昨年の基金とは別につくるのか。</p>	<p>条例は、必ずしも個別である必要はないが経理区分は必要である。各県の法規担当とよく相談していただきたい。</p>
<p>46 基金条例は、再生計画の承認前につくることは可能か。</p>	<p>各県においても、速やかに基金の利用が可能となるよう、そのような早期の対応も考えられるが、各県の法規担当ともよく相談していただきたい。</p>